

## 原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年7月15日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

### <質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから原子力規制委員会の定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属と名前をおっしゃってから質問のほうお願いいたします。質問のある方、手を挙げてください。

ヨシノさん。

○記者 すみません。テレビ朝日、ヨシノです。

あの1点だけ、北陸の志賀原発ですけれども、調査結果をまとめて持って、こう来て審査が改めてスタート地点に立ったというような、私どもは認識ではいるのですが、委員長は、現在、どのようなお考えでしょうか。

○更田委員長 正に、おっしゃったとおりだと思います。スタート地点、これまで有識者会合の報告を受けた後、目立った進展がなく、ある意味、審査会合を持って、平行線というような状態が続いていたところが北陸電力から新たなデータが示されて、ようやく、その科学的な議論が始められるというところに達したのだと思います。

そういった意味で、鉱物脈法で立証を進めようとしているわけですが、その鉱物脈の形成する温度等々について、これから、また鉱物脈法の適用の妥当性について、議論を進めていくことになるのだらうと思いますけど、正におっしゃるように議論が始められるところへ来た、スタート地点に立ったというのが正しい表現だと思います。

○記者 こんなこと言ってもしょうがないのかもしれないですけども、私は前の、その前の有識者会合、それから、その有識者会合を受けたピアレビュー、2回ほど行われたと記憶しておりますが、日本の、その日本中の優秀な学者の方々が集まってきて、その活動性は否定できない。あるいは活動するというような認識を持たれたので、今回、そのことと、今回とのその因果関係といいますか、そうなると、あの議論は一体何だったのだらうかという感じもしないでもないんですけども、その辺は仕方ないことなのでしょうか。

○更田委員長 仕方ないという表現がふさわしいかどうかですけども、そのエキスパートにしても、有識者にしても示された材料を基に判断をするわけですよ。活動性を否定するという、何かを肯定するためではなくて、確かに否定をするための議論というのは難しく、否定できる明確な証拠なり、推論が成り立たないと否定できない。有識者会合の時点で示されたデータに基づく限りにおいて、活動性が否定できないというのは、

その時点での判断だったと思います。

では、今回の北陸電力の鉤物脈法による立論にしても、どこまで成立するかは、まだまだ、これからですけれども、それでは、その立論が一定程度確からしきを持ったときに、改めて、じゃあ同じエキスパートの方々がどう判断するかというのは、当然、結論は変わるケースだってあるのだろうというふうには思います。

○記者 すみません、最後にしますけど。その今回のエキスパートが判断するというのは、今いる石渡委員以下の審査チームということですね。

○更田委員長 これは当然、何といいますかね、ちょっと第三者的な言い方になるかもしれないけど、関心は持ちますよね。さて、新しく出てきた材料を当時の有識者の先生方が見たらどう思うだろうというのはごく自然な関心だと思います。で、それを、そういった意見を聞くプロセスが必要かどうかというのは、これからの審査次第ではあると思いますし、まだ、その有識者の先生方に何うまでもなく、新しい証拠において、明確な判断ができるということであれば、単に興味本位で、もう一回御意見を聞くというようなことをしないかもしれないし、ないしは、やはりある種、異なる結論を出していたので、新しいデータなり知見がそろった時点で改めて聞くということも、可能性としては否定しません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 御質問のある方はいらっしゃいますか。

ヤマガタさん。前、左の列の前。マイクのスイッチを入れてください。

○記者 河北新報のヤマガタと申します。よろしくお願いします。

本日の委員会で、最後に口頭で説明のあった六ヶ所再処理工場での廃棄物の長期保管の関連でお伺いします。

今回の事案に対する、まず委員長の受け止めをお伺いしたいのと、今後、原燃に対して求めたいこと。この2点をお願いいたします。

○更田委員長 まず、幾つものことを、実は、これ、委員会は報告を受けていなくて、そういった意味で、報道があって、規制庁の担当に説明を受けたのですけれども、幾つかの論点があって、そもそも、日本原子力研究開発機構でセルの中やあるいはグローブボックスの中に、長期に保管されているものがあつた。セルやグローブボックスは保管のための設備ではありませんので、本来作業をするところなので。保管がふさわしくないのではないかということで、そういった指摘があつたときに、ある種、水平展開の形で、各サイトを保安検査官が見た。うちの保安検査官が六ヶ所を見たときに、あれっ、これは、ここにあるじゃないかといって見つけた。見つけたところまでよかつたのですけど、それが、その時点で、例えば保安規定の違反であるというような判断をしたわけではないのですけども、ただ、委員会に知らせるべきだったかどうかというところは少し検討の余地があるだろうと思っています。

それから、二つ目のポイントは、それ以降、指摘はしたのだけでも、それ以降的確なフォローができていたかということ、ちょっとのんびり過ぎたかなと。のんびりというのは、規制庁側ものんびり過ぎたかなとっていて、やはり一定の間隔なり、その後の是正措置が取られているかどうかをフォローすべきだったと思います。この点は、まだまだ、議論や検討しなければならないですけども、この点に関しては、反省点としてあると思っています。

そして、現地の事務所は、当然、問題があるということはずっと確認をしていたけれども、本庁側のほうとしては、常にそれが懸案として残っているなという意識が続いていたわけではないので、そういった意味でフォローが甘かったかなというのはあります。

ただあの判断としては、セルは作業をするところであって、保管をするところではないのですけれども、一方で作業をするところであるからこそ、セルって一般的に最も強く作られているというか、安全に作られている。ですから、セルに保管していたこと自体が安全上の問題とは言えないということで、違反を取ったりはしていないのだという理解でいます。

一方で、例えば、フィルター等は水中で保管をしておいたほうが良いという側面もありますので、そういう意味では、いたずらにセルの中に長く置いておいたことが全く問題ないかということ、そういうわけではないと思っていますし、また保管に対して、是正すべしという指摘を受けてから非常に長い時間が経過しているということは、これは、問題だろうというふうには思います。

今後の新しい検査制度の下で、一旦指摘したものをたなざらしにしないで、きちんとした是正措置が取られるまできっちりフォローするというのは、新しい制度の中でより効率的に、またしっかりと進められるというふうに考えていますけども、安全上、大きなインパクトはないにしても、是正に向けた措置が長い期間取られなかったことというのはあってはならないことなので、こういった問題が起きないようにというのは、議論、検討を加えなければならないし、注意を払っていかなきゃいけないというふうに思っています。

○司会 御質問のある方。

スズキさん。一番後ろですね、はい。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願いします。

柏崎刈羽についてお伺いしたいのですが、この間の9日の審査会合で、東京電力側が保安規定の変更案を示されたのですが、その内容について、委員長がまず御報告を受けているのかどうかを伺いたいのですが。

○更田委員長 報告と呼べるほど、しっかりしたものではないですけども、概略については把握をしています。そして、例えば、東京電力は説明資料ではちゃんと書けていることが、保安規定にはきっちりそれを、保安規定の案には、それがきっちり書き込めて

いないというようなところが今の時点でのポイントだと思っています。

審査会合で、彼らはパワーポイントで資料を配付しているのですけれども、そこに書かれている内容というのはふさわしい内容で、きちんと東京電力が理解している。私たちの望んでいることを理解しているように受け取れるのですけれども、それが翻って保安規定の案となると、それがうまく落とし込めていないというような印象を持っています。

○記者 ですね、その会合の中で、山中委員も大きな失望を感じるというふうなお話もありまして、その社長の責任についても、余りしっかり触れられず、不明瞭であるというふうな形で、もう一回、更に変更をしっかりとするようにということで、また突き返されたような形だと思うのですけれども、このような事態、このような事態になっていて、その東電側の姿勢ですよね、その辺の部分について、委員長、どういうふうにお考えでいらっしゃいますか。

○更田委員長 私は、先ほど申し上げたように、姿勢というよりは、むしろ、ちょっと作業のつたなさのほうではないかと思っていますのです。というのは、繰り返しますけれども、東京電力の説明である、説明ぶりであるとか、彼らの説明資料を見る限りにおいては、ボールはキャッチされているように受け止められるのですよね。

ところが、保安規定の案を見ると、それがしっかり表現ができていない。ですから、それは、東京電力で保安規定の変更に関わる人たちのちょっと技量の問題のような気はしています。例えば、論点があって規制委員会、規制庁と意見が対立しているというわけでもないにもかかわらず、どうも保安規定の、申請される保安規定がしっかりしたものになっていかないという、そういう状態だというふうに、私は把握しております。

○記者 4月のときにも、ちょっと期待と違うというふうなお話を、委員長、されていたかと思うのですけれども、実際、これから、また改めて東電側も出してくると思うのですけれども、どういった部分を期待するというか、そのあたりについてはいかがでしょうか。

○更田委員長 繰り返しになりますけれども、説明資料なり、説明の中で自ら述べていることを平たくというか、率直に保安規定に書き込むことを期待しています。例えば、規制委員会や規制庁からの問いかけで、それはここに書いてあります、あれはどこに書いていますと、そのピースを組み合わせると、確かに書いてあるのかもしれないけれど、もっとストレートに書けばというような印象は持っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、そのまま前へ。

ツカモトさん。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

再び、六ヶ所再処理の長期保管の問題についてお聞きしたいのですが、原燃は、これまでも、保安規定違反ということで何件もトラブルというふうなものがあって、特に、日誌の改ざんとかが記憶にあるところですが、こうしたことをいまだに問題を解

決して置いておくというような、彼らの姿勢に対する不信感みたいなものは、委員長、ないのでしょうか。

○更田委員長 品質管理に関わる問題に比べると、というところがあります。確かに、のんきではあるのですよね。指摘をされて、随分長い間、置いている。ただ、一方で、何というのですか、例えばアクティブ試験にしても、アクティブ試験、終わり切っていない途中の状態になっているのですよね。で、今回あるハルですとかエンドピースのようなものも、アクティブ試験のときのものですよね。

で、六ヶ所再処理工場というのは、要するに、仕掛かりの状態で止まってしまったようなところがあるので、うまく対処できていない部分というのがどうしてもあるのかなと私のほうからは見ています。

それで、今回のケース、ある種考えられるのは、例えば、どこへ置くとか、どこで管理するかというのを迷ったら、セルというのは、ある種、一般的な考え方なのです。セルって、作業する場、作業場所だから。そういった意味では、物を置いておくにも、取りあえず、セルに置いておけば間違いないというふうに考えがちなところがあるので、そういう意味では、今、事業許可、事業変更許可に関して関心が行っていて、またマネジメントも、そこに注意が行っていて、そういった意味で、仕掛かり中のアクティブ試験の後始末のようなところに注意が及ばなかったのかなとは思っています。

○記者 今のお話を聞いていると、若干しょうがない部分もあったのかなというようなふうにも聞こえるのですが、そうすると、その許可の面で影響してくるということも、今のところは、委員長としては考えられないということでしょうか。

○更田委員長 これは、事業許可とは、その見る範囲が別のものなので、事業許可に影響するとは思っていない。設備の基本設計、基本方針を見ているものですから。事業許可というよりは、その後の後段の規制や、それから現在の六ヶ所再処理施設に対する監視のほうの問題ではあると思います。

○記者 分かりました。

もう一つお聞きしたいのですが、今後、原燃のほうは、設工認の申請書等も10月に出すというふうな予定をしていますけれども、いまだに、その完成時期だとか、稼働時期の見通しは2021年上期というのは変えていないかと思うのですが、その辺の Spann、見通しについて、改めて、委員長、どういうふうに見て止めていますか。

○更田委員長 前回同様の御質問に対しては、アンビシャスという言い方をしたのですが、これも、これは、経営が経営として様々な考慮からその掲げているものだろうから、規制側として、あれ以上の言い方をするのはどうかなとは思っています。

ただ、これから出されてくる設工認のスケジュールであるとか、それから使用前確認のスケジュールであるとか、そういったものが、なるほど自ら掲げる目標に向けて達成するに足るだけの努力がなされているものだなということであれば問題ないけれども、今掲げている時期を達成しようとするとしたらば、これは相当の工夫と決意が必要だし、

設工認の申請や使用前確認のスケジュールにも、それが表れていなければならないのだろうとは思いますが。

○記者 ごめんなさい。ちょっと聞き方の問題だったのかもしれないのですが、先ほどおっしゃっていたように、原燃が今回の長期保管の問題で、対応をちょっとのんきにしてしまったこと、遅らせてしまったことというのは、やっぱり事業許可のほうに対する注意が、そちらに集中していた側面があるんじゃないかというのは、私も思うのですが。結局、その稼働を急ぐ余りに安全管理、品質管理に関する部分に、何というのか、注意が行かなくなっちゃうようなことを危惧しないかということについてお聞きしたいのですけれど。

○更田委員長 それはあるでしょうね。当然、現実的には、なかなか難しいプランを立てることによって、設工認の申請の分割であるとか、受けるカテゴリーライゼーションって何だろう。分類であるとか、それから使用前確認のスケジュールに無理が生じれば、当然、かえって長期間を要するような事態だって招きかねないので、ここは、日本原燃の経営層なり、それから計画を立てる人たちがきちんと考慮すべきことだろうとは思いますが。

○記者 ありがとうございます。

○司会 それでは、マツヌマさん。

○記者 赤旗のマツヌマです。

六ヶ所の問題でちょっと重ねて伺いたいのですが、許可のほうに余り影響してこないだろうというお話だったのですけれども、ただ、原燃の資料を見ていますと、例えばはつたガラスの問題に関して言うと、これ、高レベル放射性廃棄物になるのかなと思うのですけれども、そのガラス固化体の分類、何というのか、形状みたいなものが結構ちゃんと書いてあって、それは事業指定の本文のほうに記載されているのですね。それと、そのはつたガラスの状態が違おうと。該当しないと。だからどうしたらいいのだろう、みたいな書き方がしてあって。そうすると、許可に関係するのかしらと思って、非常に疑問に思っていたものですから。そうすると、場合によっては二度手間になる可能性もあるのかしらと知っているのですが。

○更田委員長 それは、例えばガラス固化に際して出てくる廃棄物に関して、ガラス固化体と同様に高レベルとして扱って、形状もそろえるような形になっていますけれども、これは、厳しい言い方をすると、原燃が心配することであって、規制当局が心配することではないのですね。我々は、現在の申請に対して事業許可についての判断をするための作業を進めていますけれども、一旦判断して、そしてその許可の範囲内で彼らが事業ができないとなったら、変更申請しなきゃならないわけで。それで、「こんな申請だったら、また変更しなきゃならないから、大丈夫？」と心配するのは我々の役割では全くないので、それはマツヌマさんのおっしゃるようなことが懸念なのだったら、日本原燃が心配すべきことだろうと思います。

○記者 規制庁として二度手間になったりするのは大変じゃないかなと、勝手に思ったのですけれども。

あと、これ以外の、途中、アクティブ試験が途中になってしまって、そういう中でいろいろ出た問題というのものもあるのだと思うのですけれども、一方でそういう試験を通じて、予定外のもが出てくる。はつりガラスもそうですけれども、それから、バーナブルポイズンですか、これが曲がっちゃって、これが切断機に入らないとか。こういうのというのは、ただ途中だからじゃなくて、やっぱり予定外に出てきてしまう、試験の中で予定外に出てきてしまったものだと思うのですけれども、こういったものに対して対応がちゃんとされていないというか事業者として、その試験の意味みたいなものを考えたときに、そこに対応できていないという印象を受けるのですね。それから、2017年の資料と今回の資料を見比べてみると、一つは終了しているのですが、新たにですね。それで、計二つは終了したということなのですが、ほとんど記述が同じようというか、事業をつくるであるとか、認可について検討するとか、そういったことがまだそのまま残っているという、能力的な意味において、ちょっとどうなのだったのですが、この点、ちょっと重ねてすみません。

○更田委員長 まず、お答えは、似たようなものになってしまって、私たちは日本原燃の事業が円滑に進むかどうかを心配する立場にはないので、突き放した言い方ですけども、原燃の問題ということになると思います。

ただ一方で、その中では、安全上の問題が出てくる可能性が十分にあって、例えばこれ、例に挙げて申し訳ないけれども、日本原子力研究開発機構の東海再処理施設。今、何に困っているかといったら、ガラス固化が進まない。高レベル廃液は貯蔵している状態。私たちはこれを安全上の問題と捉えて懸念して、早くガラス固化を進めてくださいと。同じことが六ヶ所再処理でも起きないようにしなきゃいけない。

結局、切断したら、もう、切断したら、すぐ溶解槽へ落ちていくわけですから、高レベル廃液がいきなりできるわけですよ。それで、プルトニウムをそこから抽出する、しないは別として、もう切ってしまったら、ガラス固化にするしかないシステムになっているわけです。そうすると、ガラス固化が順調に進んでいないにもかかわらず、ばんばん集合体を切るなんてことはしないとは思いますが、ここに、やっぱり、何らかの縛りがかからなきゃいけない。これは、保安規定の議論をするときの大きなポイントになるだろうと思っています。つまり、液の状態でたくさんの放射性物質がいるような状態というのは、事業が進む上で合理的な範囲内に収まっている必要がある。切断は簡単だからどんどん切っておきましょうじゃ困るのは当然のことで、固められる分だけ切らなきゃいけない。そういったところには、規制当局として当然強い関心を持っていますけれども、ただ、再処理事業が、いざ始めてみてうまくいくのだろうか、順調に進むのだろうかというのは、これは私たちは、突き放した言い方だけでも、日本原燃がしっかり考えるべきことだし、政府のほうとして心配するとしたらば、資源エネルギー庁

が心配するのだらうと思います。

○記者 すみません。ちょっと確認なのですけれども、今の許可に対しての影響はともかくとして、運転に至るまでの後段規制の中で、これらの問題は、しっかり見ないと運転に至らないというふうに認識していいのでしょうか。

○更田委員長 ちょっと、これはしっかり吟味してみなければ分からないけれども、従来の仕組みであると、事業が円滑に進むかどうかのための確認と、それから安全のために確認しなければならない、この安全のための確認とが混在してしまっている部分があったのだと思っています。私たちは、その六ヶ所再処理施設に対しても、安全上の問題についての確認に特化した確認を、特化したというか、そこにのみ関心を寄せていきたいというふうに思っています。例えば、ガラス固化はうまくいく、いかないということ自体ではなくて、そのうまくいかないならいかないことによって、何か安全上の問題が発生するかと、そういう観点から見ていくことになるのだらうと思います。

ただ、これはもう、これまでも会見の中で申し上げていますが、使用前確認の進め方というのは本当によく考えないと、例えばこういった確認、まず事業者による使用前確認が、使用前検査事業者確認が先行するわけですが、それに対して使用前確認の際に不足があるということになれば、また手戻りしていくわけなので、事業許可、事業変更許可を得る努力以上に、これからの原燃の対応というのは、なかなか難しいものがあるのだらうというふうに思っています。

○司会 はい。

ほか、ございますでしょうか。はい。ごめんなさい、ヒロエさん。

○記者 すみません、共同通信のヒロエといいます。

原燃の件でまた伺いたいのですが、原燃のほうは原因究明の深掘りを規制庁側から指示されたからそちらをやっていて、対策措置のほうというのが遅れたというような認識を持っているそうなのですが、その点について、委員長はどのようにお考え。

○更田委員長 少なくとも、そういった、昨日の今日ではあるのですが、委員会として、少なくともそこまでの説明を受けていないです。ですので、そこまでの事情を今の時点で私は承知していません。

○記者 すみません。それとあと、規制庁の現地事務所は問題があると認識していたけど、本庁側は懸案の意識が続いていたわけではないというふうにおっしゃっていましたが、それは規制庁の現地事務所は原燃とよくやり取りをしていたという、あの報告はどうなったというのは、常に聞いていたのですか。

○更田委員長 少なくとも私が受けた説明の限りにおいては、事務所は問題の所在というのはずっと認識していたというふうに聞いています。

一方、本庁側は、一時期は審査と検査を同じ部隊が見ている時期もあったし、組織の変更がそれから行われている。それから、これは役所の悲しいところですけど、担当者



が2年ぐらいで変わっていますので、指揮を執っているメンバーだけでも随分変わっている、例えばこれ、私はそのときに、今の人事課長が担当者かなと思ったら、更にそれより前の方が担当だったということも分かって、率直に言って、本庁の中で核燃料施設の監視をしている部隊が六ヶ所再処理施設に、こういった問題が残り続けているということをしっかり認識していたわけではないというのは確認できているので、そこに問題があるだろうとは思っています。

○記者 じゃあ、規制庁側にも少し問題はあったという認識。

○更田委員長 そう思います。

○記者 分かりました。

それとあと、審査書（案）の取りまとめの時期について、この件は影響しないだろうという発言をされていたと思うのですが、先週の委員長の定例会見で7月中という発言が出ていたのですが、その進捗について伺います。

○更田委員長 率直に、正直に申し上げて、作業は順調に進んでいます。大きな引っかけりを持たずに作業をすることができています。ですので、先週と状況は変わらず、8月に入る前に、パブコメの、頂いた御意見にお答えをして、事業変更許可に関する判断ができるのではないかと、今日の時点では思っています。

○記者 すみません、突っ込んでしまうのですが、22という可能性はあるのでしょうか。

○更田委員長 そこまで詳細についてはあるのですが、ただ、それから大きな議題、ほかの議題との関係等とも実際のところ実務上はあるのですね。そういった点もありますので、今の時点でお答えできるのは、29までにはというのが、実際の正直な答えです。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。

それでは、タケウチさんかな。すみません。

○記者 共同通信のタケウチです。重ねて、申し訳ありません。

六ヶ所の関係なのですが、1点だけ、はつりガラスの関係なのですが、これは今日の報告でも、全体をまとめて軽微な事案であるということでしたが、はつりガラス、どうしても高レベルなので関心も高いと思うのですが、これは、形状もガラス固化体の棒にはなっていないですか。これも安全と。どういう理由で、どの点から安全と言えそうでしょうか。

○更田委員長 それは別の問題ですね。要するにセルに置いてあるということ自体は、安全上の管理としては重要視、重大視するものではないという意味で、今回のセル内での保管を安全上の問題として、重要な安全上の問題として捉えているわけではないですけども、一方で、ガラス固化体を入れるところと同じ形にして、入れていくケースになっているので、それに対処できないとなったら、これは原燃の事業上の問題ではあるし、それからそれに何らかの別の方法で対処しようとするのであるならば、それは先ほ

どマツヌマさんおっしゃったように、申請の中でそれが対処できるような申請にしていく必要があるのかもしれないけど。ただ、事業許可の段階では、飽くまで基本設計方針なので、それは事業変更許可の問題なのか、それとも設工認の中でカバーされる問題なのかというのは、今の時点で、ちょっと私には判断できません。

○記者 すみません、重ねて。ちょっと、安全上という意味でお伺いしたかったのですが、ガラス固化体って、基本的には、作った後は、当面の間、発熱もすると思うのですが、はつりガラスで形状も違っている中、入れ物はステンレスの、どれくらいの大きさかは分からないですが、現状ではちょっと小さめの器に入っているようなのですが、そういうことも含めて、160キロ、今あると聞いていますが、ちょっと、まあつぶさに見ないと分からないかもしれませんが、現状での保管が本当に安全上問題ないのかというのは、ちょっと御見解がありましたら。

○更田委員長 それは処分に係る懸念のことをおっしゃっていますか。

○記者 現にセルの中で細かいガラスがステンレスの小さな入れ物に入れてあることについて、発熱や遮蔽の観点からどうでしょう。

○更田委員長 それは恐らく大きな問題ではないだろうと思います。ガラス固化体そのものに比べて問題が大きいかということそうではないと思うけど、いざ処分に向けてとくと、いわゆるTRU廃棄物の問題も含めて、処分にかかるとは別の問題であろうと、別の問題が存在するという事は認識をしています。

○記者 分かりました。

あと、ごめんなさい、先ほど別の方の質問でちょっとあったのですが、ちょうど規制上の扱いがこのはつりガラスとどうなるのか、ちょっとよく分からないのですが、これは規制のほうで新たに、事業許可じゃないかもしれませんが、何かどこか文言を変えるとか、そういう必要が生じそうなものなのではないでしょうか。

○更田委員長 どうでしょうね。溶融炉の中で、ですから高レベル廃液が溶融炉の中でガラスと混ぜられていって、それからはつりって、白金族等々を除去するためにガラス表面をはつっていくということは作業の中で見通されているわけで、そこから出てくるものというのはガラス固化体そのものではないだろうけれども、ただ、ハルやエンドピースといった、いわゆるTRU廃棄物と同列のほうで扱うのか、それとも副産物としてガラス固化体同様の扱いにするのか、そこはちょっと、ある種、ニッチなところだろうというふうには思っています。

ですからの処分に向けてということ、議論の余地はあるのだろうと思っていますが、それを保管することに関して、大きな安全上の問題があるというふうには、少なくとも今の時点では思っていないです。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 はい。

ほか、ございますでしょうか。シゲタさん。

○記者 NHK、シゲタです。

2点お伺いしたいのですが、まず1点目は、柏崎刈羽の先週の審査会合についてなのですが、東京電力の案の中で、社長が不確実とか未確定のリスクを、未確定や不確実な状態でもリスクについてはちゃんと報告を受けて判断をすると、そういうプロセスを取りますと。それに関わる文書の保管を5年間保管したいと思っていますという話があったと思うのですが、まず、5年間というその期間をどう評価されているのかということと、やはり、仮に事故が起きた場合に、その証拠ともなる文書の保管について一般的にどうお考えになるかというのは、ちょっとお伺いしてもよろしいでしょうか。

○更田委員長 進行中の審査の余りに具体的なところには、ふだんそれほど、まあある意味言及すべきじゃないと考えるところもあるのですが、今の5年という期間に関しては、これは内部での議論で、5年はないだろうという議論をしていますので。というのは、今これだけの電子媒体等々が進んでいる中において、5年以上の保管が大きな負担になるとも考えにくいですし、また、遡って検証をするというと、もう、10年を超えた期間において遡って検証するということは大いにあり得ることなので、そういった意味で、5年ということはないだろうかと私も考えていますし、審査チームもそのように受け止めているようです。

○記者 あと、関連してなのですが、不確実、不確定なリスクというのは、なかなか、どう、ふるいにかけるのか、全てを上げるというのは多分不可能だと思うのですが、どうふるいにかけていくのかというのは、大事なポイントになってくるのかなと思うのですが。

その、ふるいのかけ方について、何か求めることとか、こうすべき、こうあるべきという考えはありましたでしょうか。

○更田委員長 それは正に判断をするときの最も難しいところであって、例えば自然の脅威に備えるときに、考えられ得ると言うけれども、どこまで考えるべきか。想定され得るって、想定外があってはならないと言うけど、想定外があってはならないと言っても、やっぱりどこまでというのはあるだろうと思いますけど。じゃあ、私たちは、今そこへ、ここまでというときの物差しを持っているかということ、持っているわけではないと。あるいは、物差しを持っていると思ったら、それは過信なのだと思います。

そういった意味では、どこかで判断をしなければならぬわけだけど、規制側も日々その判断をしているし、経営側も同様な判断をしなければならぬ。ただ、今、私たちが求めているのは、そういった判断がトップのもとで判断を行うための材料と、それからトップの下で判断されているものも含めて、十分な情報が上げられているということが重要で、後で、部下がこういう判断をしていたのは知らなかったとか、こういう情報があったことは知らなかったと。それでは困るよというのが今回の議論の趣旨ですので、シゲタさんのおっしゃる、どこで判断の分岐点とするかというのは、これはなかなか難し

い問題だと思っています。ただし、与えられた材料としてあるものは、すべからくトップのもとにきちんと届けられていて、トップはそれを知らないでいたというのは許されないというのが現在の議論だというふうに思っています。

○記者 ごめんなさい。最後に細かいことを確認させていただきたいのですが、先ほど再処理の審査書の議論の日程の話で、月内という話もあったのですが、22日と29日、両方あり得るという理解でよろしいということですか。

○更田委員長 随分ここでぎりぎり攻められるのですが、月内というと22ないし29ということだと思います。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい。

ほか、ございますでしょうか。以上でよろしいでしょうか。はい。

それでは、本日の会見は以上としたいと思います。お疲れさまでした。

—了—